



図書館だより



図書館を育てるのは利用者—合同図書館館長 報告—

合同図書館の現況

東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館が1995年9月11日に開館して以来10年余を経過しました。開館当初の利用者数は4,541名、貸出件数667件（いずれも1か月平均）でしたが、2005年には7,272名、1,697件と大きく増加しています（2005年の年間総利用者数は87,265名、総貸出件数は20,373件、39,288冊です）。

蔵書数も当初の7万5,000冊から現在は10万冊に達しています。昨年1年間に両会及び他会の会員からの寄贈図書は1,020冊ありました。これは年間の新規受入れ図書数の3分の1にあたり、合同図書館は財政だけでなく、蔵書の充実の面でも会員に支えられています。

合同図書館では日常、両会から選出された委員が全体委員会のほか、選書小委員会、サービス検討チーム、ITチーム、組織運営検討チームに分かれ運営にあたっています。この10年間に蔵書が一層充実したほか、開館時間の延長、蔵書目録・貸出状況が会員の事務所からのパソコンによる検索が可能になったこと、会員事務所の職員を対象とするガイダンス等さまざまなサービス面も向上しました。

合同図書館を支えている職員は、現在、正職員5名、派遣職員1名、アルバイト2名の8名で、ほぼ全員が司書資格を持っています。

レファレンスサービスに取り組む

今、図書館が取り組んでいるのは、レファレンスサ

ービスです。来館されると分かると思いますが、入口の正面にカウンターを設け、とりあえず午前10時から12時の間、担当職員が常駐しています。

会員の一部からは、利用者が弁護士である以上、自分の必要とする文献は自分で探せるからレファレンスは不要だという意見もあります。しかし、現状では来館者の相当数が各事務所の事務職員であり、経験年数の少ない人も少なくありません。貸出を希望する書籍名が不正確であったり、さらにはどのような文献が何を知るために必要かを十分に理解しないまま来館した場合、実際は何か必要であるかを確認するためには、経験ある図書館職員のレファレンスが必要です。

しかし、それより本当に大事なものは、会員弁護士に役立つレファレンスサービスを確立することです。社会全体の情報量が飛躍的に多くなったのに伴い、多くの大学図書館、専門図書館（企業・団体等の図書館）はレファレンスサービスの強化に取り組んでいます。現代では本が置いてあるだけでは書庫であり、図書館ではありません。弁護士の世界もおびただしい数の新規立法が相次ぎ、関連する文献も多種・多様化しています。情報の海の中から、必要な文献・情報を見落とすことなく探し出すためには、法律知識のみでは不十分で情報探索の専門家の協力が必要になります。

とはいえ、合同図書館のレファレンスサービスはまだ緒に就いた段階です。今でも上手にレファレンスを利用される会員はいますが、まだきわめて少数です。これを本格化するためにも利用者である会員各位のご協力が不可欠です。図書館を育てるのは何よりも利用者である会員各位です。

（合同図書館館長 谷村 正太郎〔二弁〕）